

令和元年度 里地里山地域資源活用モデルツアー等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和元年度里地里山地域資源活用モデルツアー等業務委託

2 業務目的

里地里山の地域資源を活用したモデルツアーを実施し、活動団体の資金確保の一助となるノウハウを、里地里山の保全等の活動団体に提供する。さらに、ツアー客の再訪と保全活動への参加を促し、継続的に保全活動が行われるようにする。

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）

4 委託業務内容

受注者は、地域資源調査、受入体制整備およびモデルツアー実施・検証について、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」の目的等を踏まえ、次の内容に示す事項について、効果的となるよう実施する。

(1) 地域資源調査

ア 調査対象地域の選定

- ・発注者は選定の候補となる里地里山地域を受注者に提示する。
- ・受注者は候補地域より調査対象とする2地域を選定する。
- ・受注者は、2地域を選定するにあたり、次の内容を含め必要な事項を考慮する。
 - a ツアーを企画した場合により高い集客力が見込めるか。
 - b 周囲の観光資源との連携の可能性の有無。
 - c 地域内で里地里山の保全等の活動を行う団体（以下「認定活動団体」という。）の体制。
- ・受注者は選定にあたり、ベテランガイド（国内ツアーガイド歴10年以上）や国内ツアー造成に10年以上の従事実績がある者（以下「アドバイザー」という。）を打合せに参加させ、意見を聞く他、必要に応じて現地調査を実施する。また、受注者はアドバイザーの経歴書を提出するものとする。

イ 調査の実施

- ・外部目線から観光資源として活用が可能な有形・無形の地域資源を調査する。
- ・調査方法は、受注者の業務企画提案により発注者と協議の上決定するものとするが、現地調査の他、認定活動団体からの聞き取りを実施する。
- ・調査範囲は、対象地域内の地域資源と連携することで集客力を高められる周辺の観光資源についても調査を行う。
- ・認定活動団体からの聞き取りの際は、調整役として発注者が指定するコーディネーターを同行させる。また、コーディネーターの同行に係る費用は発注者が負担する。

ウ 他事例の調査

- ・全国の事例の中から、本県における里地里山地域資源を活用したツアー企画の参考と

なる事例を整理する。

エ 地域資源の評価

- ・イ及びウの調査結果を踏まえ、外部からの集客にあたり地域資源の活用の可能性や、必要な整備内容（認定活動団体の体制や設備等）等から、評価を行う。
- ・評価に当たっては、客層（年代や目的）毎や認定活動団体が自走して取り組めるか等、様々な視点から評価項目を発注者と協議の上定め、評価を行うこと。

オ 成果とりまとめ

- ・地域資源の調査表、評価書、マップ（地域資源活用地図）をとりまとめ、6(1)により提出する。

(2) 地域資源の磨き上げ

ア 受入体制の整備

- ・(1)エの結果を受け、地域で必要な受入体制の整備を行う。
- ・整備内容は、受注者の提案により、発注者や認定活動団体と協議の上決定する。
- ・受入体制の整備にあたり必要な受講料、研修費用、会場使用料は、受注者が負担する。

イ 成果とりまとめ

- ・実施状況及び検討課題についてとりまとめる。実施状況については写真等により記録し、6(1)により提出する。

(3) モデルツアーの実施

ア モデルツアーの企画

- ・(2)で磨き上げた地域資源を活用したモデルツアーを1本企画するものとし、発注者と随時打合せの上、協議により企画内容を決定する。
- ・モデルツアーの企画の際、アドバイザーを複数回派遣すること。
- ・アドバイザーの派遣に係る経費は受注者が負担すること。
- ・モデルツアーの催行時期は、地域資源の特徴を踏まえ、より多くの集客が期待できる日（平日、休日を問わない）に設定すること。
- ・モデルツアーの参加者（以下「モニター」という。）は20～40名とし、参加対象者は受注者の提案により、発注者と協議の上決定すること。
- ・モニターからはツアー経費のうち、認定活動団体がツアー催行に要した経費と利益を加えた金額を参加費として徴収し、参加費は認定活動団体に支払うものとする。
- ・そのほか、ツアー実施に要する経費は、受注者が負担する。

イ モデルツアーの実施

- ・モニターへのアンケート調査を実施すること。アンケート調査の項目については、受注者の提案により発注者と協議の上、決定すること。
- ・ツアー実施中のモニターの安全確保に留意すること。
- ・ツアー催行時には、発注者（職員1名程度）が同行できるようにすること。

(4) モデルツアーの検証

ア 検証

- ・ツアーの実施結果やモニターへのアンケート調査結果等を取りまとめ、今回得られたノウハウや、良かった点や悪かった点等の検証結果、今後の課題を記載すること。
- ・今後、里地里山の地域資源を活用したツアーを実施した場合に、地域の認定活動団体が収入を得られると考えられるツアー内容や、料金設定、参加者募集の方法、また地域で必要となる体制整備等について検討する。

イ 成果とりまとめ

- ・検証結果を取りまとめ、6(1)により提出する。

5 その他

(1) 事業計画書及び工程表の作成

- ・本委託契約締結後、直ちに仕様書等に基づき、事業計画書、工程表を作成して発注者に提出すること。

(2) 記録

- ・受注者は、業務実施にあたって各段階毎に写真撮影等による記録を行うこと。なお、認定活動団体やモニターに対し、写真撮影に対してあらかじめ了承を得ておくこと。

(3) 資格要件

- ・旅行業法の免許を有し、国内ツアー興行が可能なこと。

6 事業報告書等の提出

- ### (1) 事業報告書は、マイクロソフトワード、エクセル又はパワーポイントにより作成することとし、A4版カラー冊子で正副2部及び電子データ媒体(CD-R又はDVD-R)1部を発注者に提出すること。

(2) 提出期限

本委託業務契約期間内

(3) 提出場所

神奈川県環境農政局農政部農地課（横浜市中区日本大通1 新庁舎2階）

7 作業責任者の選任等

(1) 作業責任者の届け出

- ・受注者は、本委託業務を安全かつ円滑に遂行するため、業務内容を理解し業務全般を適切に統括できる者を作業責任者として選任しなければならない。
- ・受注者は、契約締結後、直ちに「作業責任者届」（様式1）を発注者に提出すること。

(2) 作業責任者の役割

ア 作業責任者は、本業務を統括し、発注者との連絡調整を行うこと。

イ 作業責任者は、業務を担当する者を十分指導して業務を実施させること。

(3) 作業責任者の変更

- ・作業責任者は、病気や事故等のやむを得ない場合を除いて変更しない。また、変更する場合は「作業責任者変更届」（様式2）を発注者に提出すること。

8 留意事項

受注者は、業務を進めるに当たり、発注者と緊密に連携し、詳細な協議を行い、作業を進めること。この場合に、疑義が生じた際は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。

受注者は、発注者の求めに従い、逐次、進捗状況の報告や中間成果物の提供を行うこと。

9 再委託の禁止

業務遂行に関しては、原則として再委託を行わないこととし、再委託が必要な場合は事前に発注者の承諾を得ること。